

農委だより

第47号
令和3年1月

発行：大潟村農業委員会 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 TEL 0185-45-3654 FAX 0185-45-2162



大潟村農業近代化ゼミナールが植えた「ひまわりロード」(関連記事 P7)

おもな内容



- ・年頭のあいさつ P 2
- ・コラム — 大潟村の農地・農地利用問題 — P 3
- ・秋田県農業委員会大会報告 P 4・5
- ・農地部会活動報告 P 6
- ・大潟村若手農業者の活動 P 7
- ・農業委員会 1年間の活動等 P 8



謹賀新年



年頭のあいさつ
会長 大島 和夫

新年あけましておめでとうござ
います。皆様にはつつがなく新し
い年をお迎えのことと思います。
また、日頃より村農業委員会に
しましてご理解とご支援をいた
だきまして厚くお礼申し上げます。
昨年は中国から世界中に拡散し
た新型コロナウイルスにより、医
療や経済が甚大な影響を受けま
した。夏の第二波、年末の第三波と
収束はまだまた先のようなです。農
業にも大きな影響が出ています。
人の移動が抑制されたことで観光
業、飲食業が振るわず、野菜や
畜産品などの食材はもとより、米
は特に業務用米等の消費が落ち込
みました。期待された東京オリ
ンピックも今年に延期になり、外国
人観光客の行き来も抑制され、イ
ンバウンド需要を見越した幅広い
業界の回復が急務となつていま
す。海外ではコロナウイルスのワ
クチンの開発が進み、接種も始ま
りました。効果を期待したいもの
です。このような社会状況におい

て、様々な仕組みに変化がみられ
テレワークをはじめとする働き方
改革が進み、一極集中から地方へ
移り住む方が増えているようです。
本県も人口減が進む中、歯止めが
かかってほしいと思います。
さて、昨年は全国的には自然災
害の多い年でした。集中豪雨によ
る水害が広範囲でおこり、各地で
甚大な被害が発生しました。本県
はその中でも比較的被害も少ない
状況でした。村内の稲作の作況は
夏の猛暑の影響が心配されました
が水稲は作況指数一〇五とまず
まずの収量となりました。しかし
価格は全般に下がりました。畑作
は梅雨の時期の長雨で小麦の品質
低下が著しく減収となりましたが、
大豆は平年並みのようです。昨年
いろいろ課題が指摘された玉ね
ぎですが、今年は十アール当たり
四トンから六トンの収穫量、一キ
ロ平均単価九〇円の豊作でまずま
ずの作柄でした。しかし、農業全
般、機械、肥料、農薬とコストは

上がるばかりで厳しさは相変わら
ずです。今後の高収益作物の拡大
に期待したいです。
農業委員会では毎年、七月と十
一月に管内の農地パトロールを大
潟土地改良区、大潟村農業協同組
合とともに行っております。入植
者圃場、周辺増反地、育苗用地等
を調査、確認作業をして改善が必
要と判断された農家に協力をお願
いしています。毎年少しずつす
が改善が進んでいます。遊休農地
は、やはり周辺増反地の十アール
区画の圃場、育苗団地に恒常化さ
れつつある箇所が見受けられます。
今後、村内関係機関や周辺農業
委員会と連携して解消に努めてま
いります。
結びに、今後も農業情勢がまず
まず厳しくなっていくことが予想
されます。突然現れた新型コロナウイルス
ウイルスの脅威にさらされたこの
一年。グローバルな視点も大事で
すが、地産地消、今いちど国内農
産物の自給率の向上を真剣に考え
てもらうことを国に望みます。
当委員会も、農家の皆さんによ
り一層信頼される確かな情報提供の
窓口になれるよう、委員、事務局
共々努力いたします。皆様方のご
健勝とご多幸をお祈り申し上げます。
して新年のご挨拶いたします。

事務局長	北田 椎	佐宮 橋	猪股 邊	渡邊 琢	工藤 信	委員	小 林	農政部長	高 橋	農地部長	土 井	会長職務代理	大 島	会長	大 島
薄 井	田 中	川 藤	川 友	本 清	橋 考	委員	林 信	農政部長	高 橋	農地部長	土 井	会長職務代理	大 島	会長	大 島
池 井	田 友	川 健	藤 友	本 清	橋 考	委員	林 信	農政部長	高 橋	農地部長	土 井	会長職務代理	大 島	会長	大 島
武 池	北 田	佐 宮	猪 股	渡 邊	工 藤	委員	小 林	農政部長	高 橋	農地部長	土 井	会長職務代理	大 島	会長	大 島
子 成	紀 悦	一 能	子 由	誠 磨	猛 之	委員	林 信	農政部長	高 橋	農地部長	土 井	会長職務代理	大 島	会長	大 島



本年もよろしく
お願い致します

皆さんと一緒に考えたいこと

—大潟村の農地・農地利用問題—

秋田県立大学

アグリビジネス学科

特任教授

津田 渉



昨年は5年に一度、日本の農業の全容が統計によって明らかにされる農林業センサス調査が実施された年でした。この5年間の日本農業の変化は、危機的状況の深刻さを明らかにしました。

そのほんの一端を示すと、主な仕事は農業である「基幹的農業従事者」は1960（昭和35）年以降センサス調査のたびに減っています。今回は、農家の定義が変更された2005（平成17）年以降で最大の減少率です。しかも、基幹的農業従事者の平均年齢は67・

8歳、65歳以上の割合は69・8%に達しました。70歳を超えると、離農するか、統計対象とならない規模に経営を縮小する傾向にある、とされています。これに

対し1経営体当たりの耕地面積は初めて3haを超えています。ただし、農地面積は減り続けています。人と農地は減りながら「あだ花」のように割り算すれば経営規模は増えています。

我が大潟村は、2014（平成26）年に民間機関がまとめた人口予測では、秋田県内で唯一「消滅可能性都市」を免れていることが示されたこともあり、他地域と比較すれば「優位」な状況にあります。逆に言えば、村の地力があるうちに新しいビジネスモデルを「本気で探る時期」になっ

ているということも多くの皆さんが感じていると思います。

大潟村は自作地での規模拡大志向が強く、長年、周辺に比べ水田の「高地価」が続いています。それは、収益力の維持と経営競争の結果であり、必ずしもデメリットではありません。しかも、村の米の多くは精米されて、「食べ物」として付加価値をつけて販売できています。いわば、かなり

以前から、地域で連携して米の6次産業化を進め、地域の資源を活用して、投資や雇用を増やし維持する経済構造を作り上げてきたといえます。つまり、大潟村はレベルの高い「米経済の村」です。日本人は、これからも米を主食の1つとして大切に

していくことは変わらないでしょうが、それは需要の量を保証するものではありません。そうした傾向への対応として現在でも大潟村は、本作は米、転作も米、加工製品も米粉で・・

と、農業では「米・米複合経営」、食生活では「米の多様な食文化」を目指しています。とはいえ、水田の農地利用率は低く、自作地規模の大きい村の農業経営は、マネジメンツ的にみれば、資本回転率や投資効率が悪く、次の50年も安定している保証はこれまたありません。

では、村の農地をどう効率的に利用し、より投資に見合う経営をするには何が必要でしょうか。まずは、資産価値に見合う農地と資本の回転率を確保すること、つまり農地利用率を1以上にすること、1年以上の作物作付けをすることです。これは合理的農業経営の鉄則です。これには、上手な製品戦略と販売戦略が欠か

せません。現在動き始めているタマネギはその第一歩に過ぎないと考えられます。こうした新作物導入にはみなさんの知恵と行動力の結集が欠かせません。

そして、周辺地域の農業事情を考えると、村外の人たちの農地をどのように活かしていくか、そのために村の経営者はなにができるか、をしつかり考えて、提案していく必要があります。地域農業運営の広域連携の模索です。これまた皆さんの知恵と行動力が是非とも必要です。

最後には、村固有の課題として、村の自立維持のための経営戦略です。村の人口を3千人以下にしないようにするためには、もつと農業経営や農地1単位あたりの「人口扶養力」を向上する必要があります。では、沢山の人が働ける経営とは？

（以上は、農業委員研修会におけるご報告の一部を予稿として書いたものです）

第64回 秋田県農業委員会大会報告

委員 佐藤 友能



農業委員会大会では毎年、国内外の農業情勢を踏まえた要請事項を決議し、農業関係者の声として県選出国會議員や関係機関・団体へ提出しています。今年度も、第1号議案において次の要請事項が決議されました。

農地利用の最適化の推進と新たな食料・農業・農村基本計画の実現に関する要請決議

新型コロナウイルス感染症は、いまだに終息する気配が見えず、農業の現場においては、消費減退により行き場のない農畜産物が見られるなど、農業者は、非常に切実な思いで経営の継続を模索しているところである。

こうした中、政府が本年3月末に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」では、特に、中小規模の法人や家族経営などの多様な経営体が、地域社会の維持・発展に大きな役割を果たしている点を認識した上で、産業政策と地域政策を車の両輪として、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとしている。

我々農業委員会組織には、話し合い活動を通じて地域農業の未来の設計図となる「人・農地プラン」の実質化に積極的に取り組むなど、農業委員や農地利用最適化推進委員が一丸となって、「農地利用の最適化」活動を果敢に展開していくことに、期待が寄せられている。

こうした状況のもと、農業委員・農地利用最適化推進委員による日常の活動や農業者等との意見交換会などを通じて、直面している課題や農業現場からの意見を取りまとめたので、その実現に向けてここに要請する。

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 農地集積・集約化の推進 | 3 米政策改革への対応 |
| (1) 「守るべき農地」の明確化と対応 | 4 有害鳥獣被害対策の強化 |
| (2) 農業農村整備対策の促進 | 5 国際交渉に伴う国内対策 |
| (3) 所有者不明農地への対応 | 6 自然災害による農業被害への支援 |
| (4) 日本型直接支払制度の充実 | 7 コロナ禍における農家支援 |
| (5) 条件不利地への支援強化 | 8 農地利用の最適化に向けた農業委員会活動への支援 |
| 2 農業経営・担い手対策の充実 | |
| (1) 多様な人材確保と活躍機会の創出 | |
| (2) 中小規模農家等の支援対策 | |
| (3) スマート農業の推進 | |
| (4) 畑作・野菜政策の確立 | |
| (5) 食育の支援充実 | |

また、第2号議案として、地域農業の未来ビジョンを描きコロナ禍の最適化活動を推進する申し合わせ決議が提出され、全会一致をもって決議されました。



感染対策に配慮した大会運営

議案第1号は、農業委員による日常の活動や、農業の未来ビジョンを描きコロナ禍の最適化活動を推進する申し合わせ決議の審議を行いました。

議案第2号では、「農業者の代表として農業者に寄り添い、地域の話し合いをコーディネートする」

「農業委員会の責務と役割を認識し、法令遵守のもとに目に見える活動を展開しよう」の事項を申し合わせました。

令和2年11月2日、横手市民会館に於いて令和2年度秋田県農業委員会大会が開催されました。

続いて議事に入り、議案第1号「農地利用の最適化の推進と新たな食料・農業・農村基本計画の実現に関する要請決議」

「農業委員会の責務と役割を認識し、法令遵守のもとに目に見える活動を展開しよう」

提出された全ての議案が満場一致で議決され、その後前年度の大会決議事項の経過概要の説明がありました。

はじめに、主催者である一般社団法人秋田県農業会議の二田孝治会長から挨拶があり、「農業委員会組織は地域での話し合いに参加し、農地のマッチングに取り組んでいる。農地の集積・集約化など、農地利用最適化推進のために、一層の活躍をお願いしたい。」と力強い呼びかけがありました。

また、コロナ禍により農産物消費の落ち込みや取引縮小など、多大な影響がある中で、食料の安定的確保のために努力している農業者が、安心して生産に打ち込むための支援を要請するものもありました。

「実質化した人・農地プランの実現に向けて、農地利用のマッチング活動を推進しよう」

◎農地の賃借料情報

令和2年1月から令和2年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、右記のとおりとなっています。農地法の改正に伴い、標準小作料制度が廃止されたことから、これに代わるものとして、農地(周辺市町に配分された増反地は除く)の賃貸借の実勢価格を毎年提供しています。

周辺市町に配分された増反地については、農業委員会事務局までお問い合わせください。

問い合わせは農業委員会(Tel45-3654)まで

	(単位:円/10a)		
賃借料	平均額	最高額	最低額
	30,400	32,000	28,500

※データは令和2年1月~令和2年12月集計数値
※平均額は加重平均値

配分農地の市町村間 所有権移動状況 R3.1.1現在	町村名	配分当初積	現有面積	前年面積	増減(通算)	単年度増減
	大湯村	8,975	9,367	9,350	392	17
	男鹿市(旧若美町)	675	516	518	△159	△2
	三種町					
	旧山本町	12	13	13	1	0
	旧琴丘町	328	281	291	△47	△10
	旧八竜町	541	431	434	△110	△3
	八郎潟町	446	351	353	△95	△2
	その他	0	18	18	18	0
	計	10,977	10,977	10,977	-	-

農業・農政の情報紙
全国農業新聞を
購読しましょう!!

全国農業新聞は
農業者の利益代表機関である
農業委員会系統組織の機関紙です。
農業者の立場に立つて編集・発行している
農家のための情報誌です。

購読料 1か月/700円
毎週金曜日発行
申し込みは大湯村農業委員会
事務局 TEL453654まで

令和2年度 農地パトロールを実施して

大潟村農業委員会 農地部委員 北條 友紀ともき



大潟村農業委員会では、毎年2回、大潟村農業協同組合と大潟土地改良区の協力も得ながら、育苗団地や周辺市町村の増反地を含む村内全域の農地パトロールを行っています。

これは、農地法第30条中の「毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況について調査を行わなければならない」という規定に基づいて行っているものです。なお、パトロールは必要に応じていつでも行うことができ、大潟村農業委員会では、毎年7月頃と11月頃に巡回し、耕作中、収穫後の状況変化を確認しています。

さて、農地パトロールの最大の目的は、遊休農地の発生防止と解消です。

農地パトロールの結果、遊休農地または遊休化の恐れがあると判断された農地については、まずその農地の耕作者の、営農計画の提出状況・内容を確認します。その際、村外の方が耕作している農地であれば、周辺市町の農業委員会に照会します。

そのうえで、草刈り等の保全管理がされていない農地の耕作者には、「このあと農地をどのようにしていくか」という意向を確認する文書を送っています。それに対し、「貸したい」「売りたい」などの希望が示されれば、農業委員会として具体的に相談に応じています。また、毎年2月頃、周辺4市町（男鹿市、三種

町、八郎潟町、五城目町）の農業委員会が参集する会議の中で、周辺市町に在住する所有者や耕作者、個々の事情などについて情報交換を行い、遊休農地の改善に向けて協力要請を行なっています。

このように、遊休農地に関する問題は、一朝一夕で解決するものばかりではありません。それでも、毎年

の地道な活動が実を結び、昨年度から今年度にかけて、5件の遊休農地が解消されました。

毎年の巡回結果から浮かび上がる事実として、遊休化しやすい農地は、周辺市町に配分された増反地のうち、特に10a区画の狭小圃場や変形圃場です。このよ

うな農地では、所有者が高齢化等で耕作を続けられなくなった時に、耕作不便を理由に、借り手・買い手が付きにくい状況になると考えられます。

農地は、一度耕作・管理

を止めてしまうと、すぐに荒れてしまいます。遊休農地は、農地集積に支障をきたすだけではなく、病害虫が発生したり、有害鳥獣の隠れ場所になったりと、隣接する農地に大きな影響を与えます。

農家の皆様には、農地の適正な管理をお願いするとともに、農地の管理等で困りの際には、農地が荒れてしまう前に農業委員会にご相談いただきたいと思います。



令和元年7月



令和2年7月

令和元年7月に耕作されていなかった圃場（写真上）。利用意向調査などの働きかけにより、作付けされるようになりました（写真下）。

あつまれ！若手農家

〜俺たちと流さないか？光る汗〜

大潟村農業近代化ゼミナール 会長 埴生雄大



大潟村農業近代化ゼミナール（以下、「農近ゼミ」）は現在、会員19名で活動しています。会員の年齢層は20〜30代前半の若手農家を中心で、主な活動内容は、①「農業の勉強」、②「村の行事への参加」、③「若手農家同士の仲間づくり」です。



タマネギの収穫

物は、秋田市内スーパーの販売会で、会員自らお客さんに販売します。今年は特に好評で、半日で完売しました。その他講師を招いて座学研修を行ったり、県内他地域の視察をした

①「農業の勉強」の例としては、まず「ひまわりロード」が有名です（表紙写真）。八郎潟に向かう菜の花ロードの後作に、ひまわりを播種・管理しています。お盆の時期に合わせてきれいに咲き誇るよう、毎年、試行錯誤を繰り返しながら会員全体で取り組んでいます。

②「村の行事への参加」の例としては、盆踊り、大潟神社例大祭、ふるさと祭りへの参加・協力などがあります。地域の活性化に貢献できるよう、農近ゼミとして様々な村内行事に携わるようにしています。また、結果として、会員と地域との繋がりが深まるきっかけになっていると感じています。

③「若手農家同士の仲間づくり」としては、懇親会を積極的にこなしています。膝をつき合わせて、農業のことやそれ以外のことも気軽に話し合うことは、仲間意識を深めるう



ひまわりロードの草刈り中！

また、農近ゼミとして約20aの農地を管理しており、かぼちゃ、にんにく、たまねぎ、じゃがいも等を栽培しています。収穫した農産物は、秋田市内スーパーの販売会で、会員自らお客さんに販売します。今年は特に好評で、半日で完売しました。その他講師を招いて座学研修を行ったり、県内他地域の視察をした

えで大切だと思っています。今年度はコロナ禍を受けて断念しましたが、例年は県外研修も行っています。今後の大潟村を担うという意味でも、近い世代同士で交流を深めていきたいと考えています。さて、ここまで私たちの活動を簡単にご紹介してきました。これを読んで、農近ゼミに少しでも興味を持ってくださった方は、役場の産業建設課（☎45-3653）か、農近ゼミの会員にいつでもお声掛けください。農近ゼミは、いつでも皆さんの入会をお待ちしています（体験も歓迎です！）。

農地を相続した場合は、届出が必要です!!



農地法の改正により、相続によって農地を取得した方は、その農地がある農業委員会への届出が必要です。忘れずに届出をしてください。なお、この届出は権利取得の効力を発生させるものではありませんので、ご注意ください。

問い合わせは農業委員会(Tel45-3654)まで

農業委員会 1年の活動のあらまし (令和2年1月～令和2年12月)

◎定例総会・全員協議会

- 1月 7日 第1回農業委員会定例総会・全員協議会
- 2月 3日 第2回農業委員会定例総会・全員協議会
- 3月 2日 第3回農業委員会定例総会・全員協議会
- 4月 2日 第4回農業委員会定例総会・全員協議会
- 5月 7日 第5回農業委員会定例総会・全員協議会
- 6月 2日 第6回農業委員会定例総会・全員協議会
- 7月 2日 第7回農業委員会定例総会・全員協議会
- 8月 3日 第8回農業委員会定例総会・全員協議会
- 9月 2日 第9回農業委員会定例総会・全員協議会
- 10月 2日 第10回農業委員会定例総会・全員協議会
- 11月 5日 第11回農業委員会定例総会・全員協議会
- 12月 2日 第12回農業委員会定例総会・全員協議会

◎農地パトロール

- 7月 2日 農地パトロール (農業委員・土地改良区・農協)
- 11月 5日 農地パトロール (農業委員・土地改良区・農協)

◎部会の開催

- 1月 7日 農政部会 (令和2年「農委だより」の最終校正)
- 1月 17日 令和2年「農委だより」発行
- 2月 3日 農地部会 (遊休農地への対応について)
- 3月 2日 農地部会 (相続協議中の村内圃場について)
- 11月 25日 農地部会 (遊休農地への対応について)
- 11月 25日 農政部会 (令和3年「農委だより」について)
- 12月 18日 農政部会 (令和3年「農委だより」の校正等)

◎農業会議・秋田中央地区農業委員会会長会関係

- 1月 27日 秋田県農業会議第46回常設審議委員会 (秋田市)
- 2月 25日 秋田県農業会議第47回常設審議委員会 (秋田市)
- 3月 25日 秋田県農業会議第48回常設審議委員会 (秋田市)

- 4月 27日 秋田県農業会議第49回常設審議委員会
- 4月 27日 秋田中央地区農業委員会会長会通常総会
- 6月 25日 秋田県農業会議通常総会・市町村農業委員会会長研修会
- 8月 7日 秋田中央地区農業委員会会長会臨時総会
- 8月 20日 市町村農業委員会新任農業委員研修会
- 8月 27日 市町村農業委員研修会
- 9月 10日 秋田中央地区農業委員会会長、会長職務代理者、事務局局長会議
- 9月 16日 農業者年金加入推進特別研修会
- 11月 2日 秋田県農業委員大会 (横手市)
- 12月 11日 県選出国会議員要請集会

◎関連事業関係

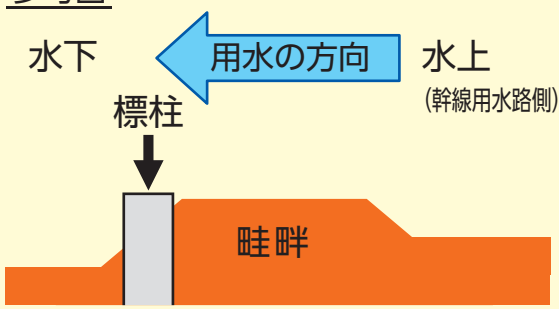
- 1月 7日 農業委員研修会 (農業委員会主催/講師:秋田県農業会議)
- 2月 12日 令和2年度農作業標準作業料金の設定に伴う、受託組合との会議
- 2月 19日 大潟村外周辺4市町農業委員会連絡協議会
- 2月 21日 大潟村4団体連絡協議会

畦畔に関する まめ知識



- 下図は、農地 (配分当初) の標準的な畦畔の断面図です。畦畔は、幹線水路路上流側の水田機能 (水漏防止等) を守るために必要なもので、コンクリート製の境界標が設置されています。
- 境界標には、絶対さわらない、動かさないようにしましょう。
- 隣地との境界畦畔の管理 (草刈り等) にあたっては、互いに十分相談しましょう。

参考図



全国農地ナビで、 農地情報を公開しています。

全国農地ナビ (農地情報公開システム) は、農業委員会等が整備している農地台帳および農地に関する地図について、農地法に基づき農地情報をインターネット上で公表するサイトです。

新たに農業を始める方や、農地の規模拡大を希望する方はご活用ください。



全国農地ナビ → <https://www.alis-ac.jp/>

圃場内に農舎等を 建てる場合は 許可が必要です



農地転用 (農舎等の農業用施設・既設用地の拡張等) の際には、必ず事前に相談してください。なお、許可のない農地転用については原状回復等の措置が講じられますので注意してください。転用許可申請書に添付する書類等詳細についてはお問い合わせ下さい。■問合せ：農業委員会(Tel.45-3654)

農業者年金に加入しよう!! 詳しくは同時配布のパンフレットをご覧ください。